

福島県除染作業共通仕様書

環境省
福島県生活環境部

令和3年2月1日

改正履歴

番号	日時	改正概要
1	平成 24 年 7 月 18 日	初版作成
2	平成 25 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">● 調査・試験に対する協力の項目の下請の記述の修正● 提出書類の項目の書類名称の修正● 仮設に係る項目の追加● 上記追加に伴う項目番号の修正● 誤植の修正● 様式一覧表と各種様式の追加
3	平成 27 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">● 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」の一部改正に伴う改正及び様式の追加<ul style="list-style-type: none">1-12 下請1-13 作業体制台帳● 誤植の修正
4	平成 27 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none">● 作業実施情報の登録に係る記述の修正
5	平成 28 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">● 「警備員等の検定等に関する規則」に基づく検定合格警備員の配置が必要な路線の変更に伴う改正
6	令和 3 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">● 誤植の修正

目次

第1章 総則	1
第1節 一般事項	1
1-1 適用	1
1-2 用語の定義	1
1-3 作業指揮者等	3
1-4 設計図書の照査等	3
1-5 委託業務料内訳書及び工程表の提出	3
1-6 実施計画書	3
1-7 作業実施情報の登録	4
1-8 監督員	4
1-9 委託監督員	4
1-10 用地等の使用	5
1-11 作業の着手	5
1-12 下請	5
1-13 作業体制台帳	6
1-14 受注者相互の協力	6
1-15 調査・試験に対する協力	6
1-16 作業の一時中止	6
1-17 履行期間の変更	7
1-18 支給材料及び貸与品	7
1-19 除染作業員名簿等	8
1-20 土地、建物等の立入り	8
1-21 現場発生材	8
1-22 社内検査	9
1-23 監督員による確認及び立会等	9
1-24 作業完了検査	9
1-25 既済部分検査等	10
1-26 中間検査	10
1-27 作業の管理	10
1-28 履行報告	10
1-29 除染作業員の管理	10
1-30 作業中の安全確保	11
1-31 電離放射線に対する安全対策	12
1-32 後片付け	12

1-33	事故報告書	12
1-34	環境対策	12
1-35	施設所有者等及び周辺住民との調整	12
1-36	文化財の保護	13
1-37	交通安全管理	13
1-38	諸法令の順守	15
1-39	官公庁等への手続等	15
1-40	作業の実施時期及び実施時間の変更	16
1-41	提出書類	16
1-42	不可抗力による損害	16
1-43	特許権等	17
1-44	保険の付保及び事故の補償	17
1-45	仮設	18
1-46	臨機の措置	18
第2章	工事材料	19
第3章	除 染	19
様式一覧表、各種様式		

福島県除染作業共通仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1 適用

- (1) 福島県除染作業共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、福島県が発注する除染作業の実施に関する共通的な仕様等を示し、除染作業委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、契約書に従った監督・検査体制を遵守しなければならない。なお、発注者が行う監督、検査は、地方自治法施行令第167条の15に基づくものである。
- (3) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (4) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
 - ① 質問回答書
 - ② 現場説明書
 - ③ 特記仕様書
 - ④ 図面
 - ⑤ 共通仕様書
- (5) 受注者は、信義に従って誠実に作業を履行し、監督員の指示がない限り作業を継続しなければならない。ただし、契約書第29条に定める臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

1-2 用語の定義

用語は、次の定義に定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「法」という。)の定めるところによる。

- (1) 「監督員等」とは、監督員及び委託監督員を総称していう。
- (2) 「監督員」とは、地方自治法第234条の2等の定めにより契約の適正な履行を確保するために契約権者等から監督を命ぜられた職員で、契約書に規定する監督員をいう。
- (3) 「委託監督員」とは、地方自治法第234条の2等の定めにより契約権者等が特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、発注者の職員以外の者に委託した監督員をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (6) 「共通仕様書」とは、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等、作業を実施するうえで必要な技術的要求、作業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したもの

をいう。

- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、除染作業に関する明細又は作業に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (8) 「図面」とは、入札等に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。
- (9) 「現場説明書」とは、除染作業の入札等に参加する者に対して、発注者が当該作業の契約条件等を説明した書類をいう。
- (10) 「質問回答書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書に関して、質問受付時に入札等参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「作業」とは、除染作業及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- (12) 「除染作業」とは、現場の平均空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、建設業法第2条第1項に定める工種については、作業の実施を工事の施工と読み替える。
 - ア 法第2条第3項に規定する土壌等の除染等の措置に係る作業
 - イ 法第2条第4項に規定する除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に係る作業
 - ウ 土壌等の除染等の措置により発生した廃棄物の処理(廃棄物の収集、運搬、保管、中間処理、埋立処分を含む。以下同じ。)に係る作業
- (13) 「仮設工事」とは、除染作業の施工及び完了に必要とされる各種の仮工事をいう。
- (14) 「現場」とは、作業を実施する場所及び作業の実施に必要な場所並びに設計図書で指定された場所をいう。
- (15) 「履行期間」とは、契約図書に明示された作業を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (16) 「作業開始日」とは、履行期間の始期日をいう。
- (17) 「作業着手日」とは、作業開始日以降の実際の作業のための準備工(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。)の初日をいう。
- (18) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、作業の実施上必要な事項について、書面によって示すことをいう。
- (19) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員等と受注者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
- (20) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (21) 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し書面で申し出た事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
- (22) 「報告」とは、受注者が監督員等に対し、作業の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (23) 「提出」とは、受注者が監督員等に対し、作業に関する書面又はその他の資料を提示して説明し、差し出すことをいう。
- (24) 「書面」とは、手書き又は印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (25) 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督員等が臨場し、その内容を確認することをいう。
- (26) 「書類等審査」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料等により、その内容について

契約図書との整合を確認することをいう。

- (27) 「検査」とは、検査員が契約書第34条に基づいて、作業完了の確認を行うことをいう。
- (28) 「検査員」とは、契約書第34条第2項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (29) 「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合には監督員の承諾した品質をいう。
- (30) 「SI」とは、国際単位系をいう。
- (31) 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系への移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。
- (32) 「除染作業員」とは、除染作業に従事する作業員(下請負又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下同じ。)をいう。
- (33) 「除染電離則」とは、東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則をいう。
- (34) 「除染電離則ガイドライン」とは、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインをいう。

1-3 作業指揮者等

- (1) 受注者は、除染作業員の放射線管理を指揮監督する者(以下「放射線管理責任者」という。)を選任しなければならない。
- (2) 受注者は、作業単位ごとに作業指揮者を定め、設置しなければならない。

1-4 設計図書の照査等

- (1) 受注者は、作業前及び作業途中において、契約書第21条第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員等にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は、監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- (2) 受注者は、契約の目的のために必要とする場合以外は、契約図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

1-5 委託業務料内訳書及び工程表の提出

- (1) 受注者は、契約書第4条に従って「業務委託料内訳書」及び「業務工程表」を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

1-6 実施計画書

- (1) 受注者は、作業着手前に、作業を完成するために必要な手順や方法等について記載した実施計画書を作成し、監督員等に提出しなければならない。実施計画書には、次に掲げる事項を記載することとする。
 - ① 作業概要
 - ② 実施工程表

- ③ 現場組織表
 - ④ 実施方法(試験実施方法及び評価方法を含む。)
 - ⑤ 実施管理計画
 - ⑥ 安全管理(除染電離則 第8条の規定も含む)
 - ⑦ 主要材料
 - ⑧ 主要機械
 - ⑨ 緊急時の体制及び対応
 - ⑩ その他
- (2) 受注者は、上記(1).⑦において、コンクリート二次製品のうち福島県土木部の認定製品、及びJIS指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各工場名等を必ず記載するものとする。
- (3) 受注者は、上記(1).⑨において、請負者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。
- (4) 受注者は、実施計画書を遵守し作業の実施に当たらなければならない。
- (5) 受注者は、実施計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該作業に着手する前に、変更に関する事項について変更実施計画書を提出しなければならない。
- (6) 受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な実施計画書を提出しなければならない。

1-7 作業実施情報の登録

受注者は、契約額が500万円以上で建設業法第2条第1項に定める工種を実施しなければならない場合、工事実績情報を工事実績情報サービス(CORINS)に登録しなければならない。

登録内容については、あらかじめ監督員等の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督員等に提出しなければならない。なお、変更時と作業完了時の間が土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 作業受注時 契約締結後速やかに
- ② 登録内容の変更時(履行期間、技術者に変更が生じた場合のみ) は変更のあった日から速やかに
- ③ 作業完了時 作業完了後速やかに

1-8 監督員

- (1) 当該作業における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。
- (2) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-9 委託監督員

受注者は、発注者より委託監督員の配置が通知された場合には、次の各号によらなければならない。

- ① 委託監督員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、委託監督員は、契約書第10条に規定する監督員ではなく、指示、承諾

及び確認の適否等を行う権限は有しない。

- ② 監督員から受注者に対する指示又は通知等を委託監督員を通じて行った場合は、監督員から直接指示又は通知等があったものと同等とする。
- ③ 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、委託監督員を通じて行うことができるものとする。

1-10 用地等の使用

- (1) 受注者は、発注者から用地等の使用承認あるいは提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- (2) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び作業の実施上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。なお、作業の実施上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍)及びスクリーニング等のためにもっぱら受注者が使用する用地をいう。
- (3) 受注者は、作業の実施上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (4) 受注者は、第1項に規定した用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。なお、作業の途中において発注者が返還を要求したときも同様とする。
- (5) 発注者は、第1項に規定した用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- (6) 受注者は、提供を受けた用地を、除染用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-11 作業の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める作業開始日以降30日以内に作業に着手しなければならない。

1-12 下請

- (1) 受注者は、法施行規則第59条第1項第1号に規定する土壤等の除染等の措置又は除去土壤の収集、運搬若しくは保管(以下、「除去土壤収集等」という。)を下請に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 下請者は、法施行規則第59条第1項第1号から第3号、同第5号の規定を満たすこと。
 - ② 下請者が地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事等、入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (2) 受注者は、除去土壤収集等を下請に付する場合には、受注者及び全ての下請者(2次下請け以降を含む)について、以下の書面を発注者に提出し、書面による承諾を得なければならない。
 - ① 作業体制台帳(様式第7号)
 - ② 作業体系図(様式第9号)
 - ③ 申告書(様式第33号)

④ 誓約書(様式第34号)

1-13 作業体制台帳

- (1) 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」(以下「要綱」という。)を準拠すること。なお、要綱の記載にある元請は受注者に読み替えるものとする。
- (2) 受注者は、作業を実施するために下請契約を締結したときは、作業体制台帳を作成し、作業現場に備えなければならない。
- (3) 受注者は、要綱に基づき下請者の作業実施の分担関係を表示した作業体系図を作成し、作業現場の見やすい場所に掲げなければならない。

1-14 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事(復旧関連工事を含む。)又は関連作業、関連調査業務等の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

1-15 調査・試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、当該作業が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。
 - ① 調査票等に必要事項の記入し、提出すること。
 - ② 発注者が調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合において、その実施に関すること。
 - ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
 - ④ 対象の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請の受注者が前号と同様の義務を負う旨を定めること。
- (3) 受注者は、当該作業が発注者の実施する諸経費動向調査の対象作業となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。
- (4) 受注者は、当該作業が発注者の実施する実施合理化(実態)調査の対象作業となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。
- (6) 受注者は、作業現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-16 作業の一時中止

- (1) 発注者は、契約書第23条の規定に基づき、第三者、受注者、除染作業員及び監督員等の安全のため必要があると認める場合においては、受注者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、作業の全部

又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による作業の中断については、1-45 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、作業の中止内容を受注者に通知し、作業の全部又は一部の実施について一時中止を命ずることができる。
- (3) 前2項の場合において、受注者は実施を一時中止する場合は、作業現場を直接に保全しなければならない。

1-17 履行期間の変更

- (1) 契約書第18条第7項、第20条、第21条第5項 第22条、第23条第3項、第24条、第43条第2項 の規定に基づく履行期間の変更について、契約書第26条の履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、契約書第21条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに、履行期間変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第22条に基づく設計図書の変更又は契約書第23条に基づく作業の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに、履行期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、契約書第24条に基づき履行期間の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに、履行期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者は契約書第25条第1項に履行期間の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付し、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに、履行期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。

1-18 支給材料及び貸与品

- (1) 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、作業完了時(完了前であっても作業工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。)には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求

書を、その使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。

- (5) 契約書第18条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
- (6) 受注者は、契約書第18条第9項に定める不用となった支給材料又は貸与品の返還については、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

1-19 除染作業員名簿等

- (1) 受注者は、作業に従事する除染作業員について作業員名簿を作成し、当該除染作業員が除染作業等に従事する前に、職種、氏名、年齢等を登録しなければならない。
- (2) 受注者は、除染作業員が除染作業等に従事しなくなった時は、速やかに、当該除染作業員に係る登録を解除しなければならない。
- (3) 受注者は、現場代理人、主任技術者、放射線管理責任者、作業指揮者及び除染作業員等の区分毎に、腕の見やすい所に腕章を着用させなければならない。なお腕章の仕様については下図を参考に監督員と協議の上決定するものとする。



- (4) 受注者は、現場代理人、主任技術者、放射線管理責任者及び作業指揮者について、作業現場内において、作業名、履行期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用しなければならない。なお、顔写真は、縦3cm・横2.5cm程度の大きさとする。
- (5) 受注者は、除染作業員に対して身分証明書を発行し、業務中は身分証明書を常に携帯させなければならない。

1-20 土地、建物等の立入り

受注者は、土地、建物等に立ち入ることの了解を当該土地、建物等の権利者から得られていない土地、建物等には、立ち入ってはいけない。

1-21 現場発生材

受注者は、作業の実施によって生じた現場発生材について、発生材調書及び発生材報告書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-22 社内検査

- (1) 社内検査に従事する者(以下「社内検査員」という。)が作業途中において必要と認める時期及び検査(完了・既済部分・監督員による検査(確認を含む))の事前に社内検査を行い、その結果を監督員等に提出しなければならない。
- (2) 社内検査員は、当該作業に従事していない社内の者とする。また、社内検査員は検査時(完了・既済部分・中間検査)に立会わなければならない。
- (3) 社内検査においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質、放射線管理及び写真管理はもとより、作業全般にわたり社内検査を行うものとする。
- (4) 社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督員に提出しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

1-23 監督員による確認及び立会等

- (1) 受注者は、設計図書に従って作業の実施について監督員の確認及び立会等を受ける場合は、あらかじめ別に定める確認・立会願を監督員に提出しなければならない。
- (2) 監督員は、作業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ、作業現場に立ち入り、立会し、あわせて資料等の提出を請求できるものとする。その際、受注者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受注者は、監督員による検査(確認を含む。)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料等の整備をするものとする。
- (4) 監督員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は、監督員の立会を受け、材料検査(確認を含む。)に合格した場合にあっても、契約書第20条及び34条に規定する義務を免れないものとする。
- (6) 受注者は、監督員に完了時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

1-24 作業完了検査

- (1) 受注者は、契約書第34条第1項の規定に基づき、作業完了通知書を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、作業完了通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - ① 設計図書(追加、変更指示を含む。)に示されるすべての作業が完了していること。
 - ② 契約書第20条の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - ③ 設計図書により義務付けられた作業記録写真、除染管理資料、作業関係図及び作業報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - ④ 契約変更を行う必要が生じた作業においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (3) 発注者は、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (4) 検査員は、監督員等及び受注者の臨場の上、除染作業の対象となる現場を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 作業の出来形について、数量、品質、寸法、放射線管理及び出来ばえの検査を行う。

- ② 作業の管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (5) 検査員は、追加の除染等の措置等の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて追加の除染等の措置等の指示を行うことができるものとする。
- (6) 作業完了検査については、1-23 第3項の規定を準用する。

1-25 既済部分検査等

- (1) 受注者は、契約書第40条第2項の部分払いの確認の請求を行った場合、又は契約書第41条第1項の作業の完成の通知を行った場合、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第40条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、作業出来高報告書及び作業出来形内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員等及び受注者の臨場の上、作業出来高報告書及び作業出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 作業の出来形について、数量、品質、寸法、放射線管理及び出来ばえの検査を行う。
 - ② 作業管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (4) 受注者は、検査員の指示による追加の除染等の措置等については、前条の第5項の規定に従うものとする。
- (5) 受注者は、当該既済部分検査については、1-23 第3項の規定を準用する。
- (6) 発注者は、監督員等を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-26 中間検査

- (1) 中間検査は、契約第34条の2に基づき、対象と定められた作業について実施するものとする。
- (2) 請負者は、当該中間検査については、1-23 第3項の規定を準用する。

1-27 作業の管理

- (1) 受注者は、実施計画書に示される作業手順に従って作業を実施し、作業の管理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、契約図書に適合するよう作業を実施するために、作業管理体制を確立しなければならない。
- (3) 受注者は、除染業務に係る技術指針(福島県生活環境部)の各管理基準により作業の管理を行い、その記録及び関係書類を作成及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-28 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、作業の履行状況を監督員に提出しなければならない。

1-29 除染作業員の管理

- (1) 受注者は、除染作業員の雇用条件、賃金及び手当の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、除染作業員に適時、安全対策、放射線防護対策及び衛生管理の指導及び教育を行うとともに、

作業が適正に遂行されるように管理しなければならない。

1-30 作業中の安全確保

- (1) 受注者は、監督員の指示に従い、つねに安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、作業実施中、監督員及び管理者の許可なくして、交通等の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすような施工をしてはならない。
- (3) 受注者は、作業に使用する資機材の選定、使用等について、設計図書により資機材が指定されている場合には、これに適合した資機材を使用しなければならない。ただし、より条件に合った資機材がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- (4) 受注者は、作業箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (5) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (6) 受注者は、現場に関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- (7) 受注者は、作業期間中、安全巡視を行い、作業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (8) 受注者は、現場事務所、作業宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するものとする。
- (9) 受注者は、作業着手後、除染作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号の中から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、実施計画書に当該作業の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は作業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 当該作業内容等の周知徹底
 - ③ 当該作業における災害対策訓練
 - ④ 当該作業現場で予想される事故対策
 - ⑤ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (10) 受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。
- (11) 受注者は、作業現場が隣接し又は同一場所において別途作業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による作業関係者連絡会議を組織するものとする。
- (12) 監督員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (13) 受注者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置

をつねに講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- (14) 受注者は、実施計画の立案にあたっては、既往の気象記録を勘案し、実施方法及び実施時期を決定しなければならない。
- (15) 災害発生時においては、第三者及び除染作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

1-31 電離放射線に対する安全対策

- (1) 受注者は、除染作業員等の電離放射線に対する安全対策について、除染電離則及び除染電離則ガイドラインに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、作業着手前及び必要に応じて新規入場者等に対し除染電離則及び除染電離則ガイドラインに基づく特別教育の有無を確認し、未受講者には特別教育を実施しなければならない。
- (3) 満18歳未満の年少者については、除染業務に従事させてはならない。

1-32 後片付け

受注者は、作業の全部又は一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び作業に係る部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-33 事故報告書

受注者は、作業実施中に事故が発生した場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、監督員が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

1-34 環境対策

- (1) 受注者は、除染作業及び準備工に伴う騒音振動等の対策について、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、実施計画及び作業実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 受注者は環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

1-35 施設所有者等及び周辺住民との調整

- (1) 受注者は、作業の実施にあたり、施設所有者等及び周辺住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (3) 受注者は、作業の実施上必要な国、地方公共団体、住民等との交渉を自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち監督員等に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

ない。

- (4) 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-36 文化財の保護

受注者は、除染作業にあたって、文化財の保護に十分注意しなければならない。

1-37 交通安全管理

- (1) 受注者は、運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷しあるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第31条によって処置するものとする。
- (2) 受注者は、作業用車両による土砂、作業用資材及び機械などの輸送を伴う作業については、関係機関と打合せを行うと共に除染関係ガイドライン及び廃棄物関係ガイドラインの定めに従い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受注者は、ダンプトラック等の過積載防止について、実施計画書に記載すると共に、次の事項を遵守しなければならない。
- ① 作業用資機材等の積載超過の無いようにすること。
 - ② 過積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、作業現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下この項において「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
法第12条に規定する団体等とは、法第12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を指す。
 - ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - ⑦ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (4) 受注者は、供用中の道路に係る除染にあたっては、交通安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)等に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (5) 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員等の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

また、以下の表に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(昭和 47 年7月5日法律第 117 号) 第 18 条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第 20 号, 平成 17 年 11 月 18 日) 第2条並びに福島県公安委員会告示第56号(平成27年10月6日) に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級 の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

指 定 路 線		区 間	施行年月日	
自動車専用道路		供用区間	供用日	
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域	平成19年6月19日	
	国道6号			
	国道13号			
	国道49号			
	国道114号		平成28年4月1日	
	国道115号			
	国道118号		平成19年6月19日	
	国道121号			
	国道288号			
	国道289号			
	国道294号			
	国道349号		福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く)	平成28年4月1日
	国道399号			
	国道459号			
	県道福島飯坂線	福島県の全域		
	県道日立いわき線			
	県道原町川俣線			
	県道いわき石川線			
	県道小名浜四倉線			
	県道いわき上三坂小野線			
県道小名浜平線				
県道常磐勿来線	福島県会津若松市の全域			
県道会津若松裏磐梯線				
県道河内郡山線	福島県の全域			
県道須賀川二本松線				

- (6) 受注者は、設計図書において指定された作業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、作業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- (7) 受注者は、指定された作業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- (8) 発注者が作業用道路に指定するもの以外の作業用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- (9) 受注者は、特記仕様書に他の受注者と作業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (10) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により除染作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (11) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- (12) 受注者は、機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条における制限を超えて、建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。
- (13) 受注者は、運搬路の補修を行ったときは、その都度維持修繕の状態が判るよう写真を撮影しそれを記録しなければならない。
- (14) 受注者は、交通安全施設を設置したときは、その都度施設の状態が判るよう写真を撮影しそれを記録しなければならない。

1-38 諸法令の順守

- (1) 受注者は、当該作業に関する諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該作業の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員等に報告し、その確認を求めなければならない。

1-39 官公庁等への手続等

- (1) 受注者は、作業期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- (2) 受注者は、作業の実施にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により、事前に監督員等に報告しなければならない。

1-40 作業の実施時期及び実施時間の変更

- (1) 受注者は、設計図書に作業の実施時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員等と協議をするものとする。
- (2) 受注者は、設計図書に作業の実施時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員等に報告し、承認を得なければならない。

1-41 提出書類

- (1) 受注者は監督員等が指定する日までに、次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。この場合においてこれを変更する場合はその都度提出しなければならない。
 - ① 業務工程表・・・契約締結後14日以内
 - ② 現場代理人及び主任技術者等通知書
主任技術者が所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係(専任の場合は、入札申込日以前に3ヶ月以上)にあることを確認するため、受注者は「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するとともに、受注業者との雇用関係が証明できるもの(健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証等)を監督員等に提示しなければならない。
 - ③ 着手届
 - ④ 業務委託完了届
 - ⑤ その他作業の実施上必要と認める書類
- (2) 契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-42 不可抗力による損害

- (1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第32条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに除染作業被害報告書(業務委託被害報告書のうち請負工事を除染作業と読み替える)により監督員に報告するものとする。
- (2) 契約書第32条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ① 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア) 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう)が80mm以上
 - (イ) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう)が20mm以上
 - (ウ) 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう)が150mm以上
 - ② 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合又は、

竜巻やダウンバースト等に起因する場合。

③ 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(3) 契約書第32条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第29条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-43 特許権等

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員等に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

1-44 保険の付保及び事故の補償

(1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

(3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

また、受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。

① 最初に提出する収納書は、対象作業委託料に2/1,000を乗じて得た額以上の当該作業に係るものとし、契約書第4条に基づく業務工程表とともに提出するものとする。

② 前記①によって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要数を購入し、収納書は、完了届提出の際一括して発注者に提出するものとする。

受注者が今後の所要見込み額も含めて証紙を一括購入している場合など、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。

受注者は本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。

(4) 受注者は、作業に伴い、建物、土地等が損壊する等の損害(当該建物、土地等の権利者があらかじめ承諾した損害及び作業に伴い当然に生ずる損害を除く。)が発生した場合に備え、次を満たす保険に加入すること。なお、保険商品は、当該保険の対象地域が除染実施区域であることをもって生じる追加的な賠償責任に係る費用(破損した対象物の片付けに関する工賃が高くなる等)が担保される内容であること。

- | | |
|---------|--|
| ① 保険の種別 | 請負業者賠償責任保険 |
| ② 被保険者 | 受注者及び全ての除染作業員 |
| ③ 保険期間 | 契約履行期間の初日から末日まで(ただし、履行期間を延長する場合には、保険期間の延長手続をしなければならない) |

- | | |
|----------|---|
| ④ 付保対象 | 本業務に伴い生じた事故により、第三者に与えた損害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 |
| ⑤ てん補限度額 | 被害者1名当たり1億円以上、1事故あたり1億円以上(対人対物共通) |
| ⑥ 免責金額 | 1万円 |
| ⑦ 付帯特約 | 被保険者が使用又は占有する財物(直接作業を加えている財物を含む。)の損壊に起因する損害賠償を補償に関する特約 |

1-45 仮設

受注者は、作業に必要な仮設等(仮設物、作業完了工法及びこれらの維持、保守作業等を総称する)は設計図書に指定されたものを除き、受注者の責任において選択するものとする。この場合、特に監督員が必要と認めて指示する仮設物等については応力計算を行って資料等を提出しなければならない。作業完了後は、契約に基づき存置するものの他は撤去しなければならない。

1-46 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員等に報告しなければならない。
- (2) 監督員等は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、除染目的物の品質・出来形の確保及び履行期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2章 工事材料

契約書第16条の規定による。

第3章 除染

除染関係ガイドライン(環境省)、除染業務に係る技術指針(福島県)による。